

農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について

農林水産事務次官依命通知

制定 平成 24 年 4 月 20 日 23 経営第 3691 号
改正 平成 25 年 5 月 16 日 25 経営第 359 号
改正 平成 26 年 4 月 1 日 25 経営第 3729 号
改正 平成 27 年 4 月 9 日 26 経営第 2966 号
改正 平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 3269 号
改正 平成 29 年 3 月 28 日 28 経営第 3127 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日 29 経営第 3536 号
改正 平成 31 年 3 月 28 日 30 経営第 2930 号
改正 令和 2 年 4 月 1 日 元経営第 3205 号

第 1 趣旨

女性は、農山漁村の振興、農林漁業経営等の発展や 6 次産業化の展開に重要な役割を担っており、農林水産業や農山漁村の活性化を図るためにには、女性農林漁業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要不可欠である。

このため、農林水産省が実施する各般の施策においては、女性農林漁業者等による補助事業の活用の促進など、女性が十分に能力を発揮するために必要な措置を講ずることとする。

第 2 基本方針

各般の事業等においては、以下の方針に基づき、女性の取組を支援するものとする。

1 企画・立案段階からの女性の参画促進

地域における農林水産業に関する方針決定の過程において、積極的に女性の意見を反映させるためには、企画・立案段階からの女性の参画が重要であることから、方針決定に係る検討の場への女性の参画を義務化する等の措置を講ずる。

2 農林水産業や 6 次産業化の取組等で活躍する女性への支援

農林水産業や 6 次産業化の取組等における女性の活躍を一層促進し、これを発展させることが重要であることから、女性経営者相互のネットワーク等を通じ、各般の事業に関する情報や女性の能力を積極的に活用した取組事例に関する情報の提供を行うことなどにより女性が積極的に事業に応募・採択されるよう支援し、女性農林漁業者等による補助事業の活用を促進する。

3 女性経営者等の発展支援

農山漁村で活躍する女性経営者が飛躍的に発展し、地域の核となる人材となることが重要である。このため、農業分野においては、農業地域リーダーとなりうる女

性農業経営者の育成、農業経営体における女性農業者が働きやすい環境の整備等に対する支援を講ずる。また、林業分野においては、次世代リーダーとなりうる女性の育成、女性の先進的取組の発信等に対する支援を講ずるとともに、漁業分野においては、女性の経営能力向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発・販売等の実践的な取組を支援するとともに、優良事例の成果報告会の開催等に対する支援を講ずる。

4 指導的地位への女性の登用促進

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）を踏まえ、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画を促進する。特に、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正後の農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法（平成28年4月1日施行）において、農業委員会の委員や農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを受けて、これらの指導的地位への女性登用に向けた取組をより一層推進する。

第3 対象とする事業

第2の基本方針に基づき、女性の活躍推進に向けた事業は、別表のとおりとし、その実施については、同表の要綱等に定めるところによるものとする。なお、対象となる事業については、毎年度見直すものとする。

附 則（平成27年4月9日付け26経営第2966号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成28年4月1日付け27経営第3269号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成29年3月28日付け28経営第3127号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成30年3月30日付け29経営第3536号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うもの

とする。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 経営第 2930 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 3205 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

女性の活躍推進に向けた事業

区分	事業名	事業内容	女性への支援に 向けた取組内容	要綱等
1 企画・立案段階から の女性の参 画促進	人・農地問題解決加速化 支援事業	人・農地プランの実質化に必要なアンケートや地図作成等に係る取組を支援。	人・農地プランの決定のために設置する、関係機関と地域の農業者等による検討会のメンバーの概ね3割以上は女性農業者で構成することを要件化。	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）
	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援。	本事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画することを要件化。	森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）
2 農林水産業や6次産業化の取組等で活躍する女性への支援	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じ切れ目なく支援。	女性が主体の取組の場合に配分ポイントの加算や農産物加工活動等に必要な施設整備の要件を緩和。	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）
	日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。	加算措置の要件に活動組織の役員に女性が2名以上参画し、一定の条件を満たす場合を追加。	多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）
	6次産業化の推進	農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発や販路開拓等を支援。	女性による取組事例の情報提供等を通じて、女性による6次産業化等の取組を促進。	食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知） 6次産業化サポート事業実施要領（平成30年3月29日付け29食産第5447号農林水産省食料産業局長通知）
	持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進	農作業事故の防止に向け、従来の啓発資材の配布等の取組にとどまらない積極的な農業者への普及啓発活動、都道府県段階での農作業事故情報の分析を支援。	女性等が安全に活躍できる環境づくりを図るために、農業機械の点検等を通じた農業者への対面型の啓発活動、農業法人向けの研修会の開催等、農作業時における事故を未然に防ぐ取組を支援。	持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）
	農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上及び雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援。	事業実施主体の役員となっているなど女性が重要な役割を担って女性の参画促進を図っている計画や、農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進についての基本方針に基づいた取組を実施する場合に、配分ポイントを加算。	農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）

別表

農の雇用事業	農業法人等が男女別トイレ及びシャワーの設置など働きやすい職場環境を整備しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修等を支援。	女性が働きやすい職場環境づくりのため、男女別トイレ及びシャワーの設置等を選択制の要件の1つとして設定。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）	
機構集積支援事業	所有者等の農地利用の意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農業委員会が行う人・農地プランの実質化に向けた話し合い、農地情報公開システムの改良等を支援。	女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動を支援。	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）	
浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、水産業のスマート化の推進等の取組を支援。	女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援。	水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）	
多様な担い手育成事業のうち女性林業者への情報提供及びネットワーク構築	女性林業者に対する情報提供、ITを活用したネットワーク構築等による女性の知恵又は工夫をいかした林業の普及啓発及び地域活動・生産活動を促進。	全国各地の女性林業者等による優良活動事例等の共有に向けた情報提供及びITを活用したネットワーク構築を支援。	多様な担い手育成事業実施要綱（平成28年4月1日付け27林整研第204-1林野庁長官通知）	
3 女性経営者等の発展支援	女性が変える未来の農業推進事業	地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び子育て世代の女性農業者をサポートする地域のネットワークづくりを支援。	農業・農村のコミュニティをまとめるリーダーシップ能力の向上、コミュニティの価値を高めるプランディング手法の習得等を内容とする実践型研修の実施、女性農業者の託児及び農作業を地域で一體的にサポートする地域ネットワークの構築のための先進事例の調査、普及モデルの検討、モデル地区の実証等を支援。	女性が変える未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）
	多様な担い手育成事業のうち全国林業女性交流会の開催	林業に関わる女性の地位向上と社会活動への参画を促進するため、交流会等の開催を支援。	女性林業経営者等を対象にした、全国及びブロック毎の交流会の開催を支援。	多様な担い手育成事業実施要綱（平成28年4月1日付け27林整研第204-1林野庁長官通知）
	浜の活力再生・成長促進交付金のうち浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち漁村女性活躍推進事業	漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めため、漁村女性等が中心となって取り組む意欲的な実践活動等を支援。	漁村地域における女性の活躍を推進するため、女性の経営能力向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発・販売等の実践的な取組を支援するとともに、優良事例の成果報告会の開催等を支援。	水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）

農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 経営第 3691 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後					現 行				
農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について 第 1 ~ 3 [略]					農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について 第 1 ~ 3 [略]				
別表 女性の活躍推進に向けた事業					別表 女性の活躍推進に向けた事業				
区分	事業名	事業内容	女性への支援に向けた取組内容	要綱等	区分	事業名	事業内容	女性への支援に向けた取組内容	要綱等
1 企画・立案段階からの女性の参画促進	人・農地問題解決加速化支援事業	人・農地プランの実質化に必要なアンケートや地図作成等に係る取組を支援。	人・農地プランの決定のために設置する、関係機関と地域の農業者等による検討会のメンバーの概ね 3 割以上は女性農業者で構成することを要件化。	[略]	企画・立案段階からの女性の参画促進	人・農地問題解決加速化支援事業	人・農地プランを実質化させるため、地域における耕作者等の話合いの活性化に必要なアンケートや地図作成等にかかる取組を支援。	人・農地プランの作成に必要な取組事項の検討と当該プランの決定のために設置する、関係機関と地域の農業者等による検討会のメンバーの概ね 3 割以上は女性農業者で構成することを要件化。	[略]
	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援。	本事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画することを要件化。	森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）		[2 から移動]	[2 から移動]	[2 から移動]	[2 から移動]
2 農林水産業産業や 6 次産業化の取組等に対する女性への支援	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	[略]	女性が主体の取組の場合に配分ポイントの加算や農産物加工活動等に必要な施設整備の要件を緩和。	[略]	農林水産業産業や 6 次産業化の取組等に対する女性への支援	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	[略]	女性が主体の取組の場合に配分ポイントの加算や農産物加工に必要な施設整備の要件を緩和。	[略]
	日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能をえる活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。	加算措置の要件に活動組織の役員に女性が 2 名以上参画し、一定の条件を満たす場合を追加。	多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）		[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

	6次産業化の推進	[略]	[略]	[略]		6次産業化の推進	[略]	[略]	[略]
	持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進	[略]	女性等が安全に活躍できる環境づくりを図るため、農業機械の点検等を通じた農業者への対面型の啓発活動、農業法人向けの研修会の開催等、農作業時における事故を未然に防ぐ取組を支援。	[略]		持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進事業	[略]	女性等が安全に活躍できる環境づくりに向けて、農業者毎の状況に応じた安全情報等を積極的に発信し効果的に農業者の安全意識を向上させる取組について支援。	[略]
	農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上及び雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援。	事業実施主体の役員となっているなど女性が重要な役割を担って女性の参画促進を図っている計画や、農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進についての基本方針に基づいた取組を実施する場合に、配分ポイントを加算。	[略]		農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組までを総合的に支援。	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動（地元食材を活用した新商品の開発・販売等）や地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及び付帯施設整備（地域住民活動支援促進施設）を支援。	[略]
	農の雇用事業	農業法人等が男女別トイレ及びシャワーの設置など働きやすい職場環境を整備しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修等を支援。	女性が働きやすい職場環境づくりのため、男女別トイレ及びシャワーの設置等を選択制の要件の1つとして設定。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）		[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
	機構集積支援事業	所有者等の農地利用の意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農業委員会が行う人・農地プランの実質化に向けた話し合い、農地情報公開システムの改良等を支援。	女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動を支援。	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）		[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]		中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動を支援。	交付単価の10割の交付を受けるための要件の一つとして、新たに女性・若者等の参画を得ることを位置づけ。	中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）
	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	[略]	[略]	[略]		浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	[略]	[略]	[略]
	多様な担い手育成事業のうち女性林業者への情報提供及びネットワーク構築	女性林業者に対する情報提供、ITを活用したネットワーク構築等による女性の知恵又は工夫をいかした林業の普及啓発及び地域活動・生産活動を促進。	全国各地の女性林業者等による優良活動事例等の共有に向けた情報提供及びITを活用したネットワーク構築を支援。	[略]		多様な担い手育成事業のうち女性林業者への情報提供事業	林業女性活動の普及啓発と地域活動・生産活動の促進を図るために、女性林業者や女性林業グループ等に対する情報提供を支援。	全国各地の女性林業者等による優良活動事例等の情報提供を支援。	[略]
	[1へ移動]	[1へ移動]	[1へ移動]	[1へ移動]		森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援。	本事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画することを要件化。	森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）
3 女性経営者等の発展支援	女性が変える未来の農業推進事業	地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び子育て世代の女性農業者をサポートする地域のネットワークづくりを支援。	農業・農村のコミュニティをまとめるリーダーシップ能力の向上、コミュニティの価値を高めるプランディング手法の習得等を内容とする実践型研修の実施、女性農業者の託児及び農作業を地域で一體的にサポートする地域ネットワークの構築のための先進事例の調査、普及モデルの検討、モデル地区の実証等を支援。	[略]	女性経営者等の発展支援	女性が変える未来の農業推進事業	地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備の推進を支援。	農業・農村のコミュニティをまとめるリーダーシップ能力の向上、コミュニティの価値を高めるプランディング手法の習得等を内容とする実践型研修の実施や女性農業者が働きやすい環境整備（人材育成、ワークライフバランス、職場・労働環境整備）に係る研修教材の開発及び経営者・管理職向けセミナーの開催等を支援。	[略]

多様な担い手育成事業のうち全国林業女性交流会の開催	[略]	[略]	[略]		多様な担い手育成事業のうち全国林業女性交流会の開催 事業	[略]	[略]	[略]
浜の活力再生・成長促進交付金のうち浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち漁村女性活躍推進事業	[略]	[略]	[略]		浜の活力再生交付金のうち浜の活力再生プラン推進事業のうち漁村女性活躍推進事業	[略]	[略]	[略]

附 則（令和2年〇月〇日付け元経営第〇〇号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。